



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

2026 年 5 月 18 日(月)

## 構造的な人手不足に挑む 経営革新計画の活用

### 人手不足は採れないだけの問題ではない

厚生労働省が公表した令和 8 年 2 月の一般職業紹介状況によれば、有効求人倍率は 1.19 倍、新規求人倍率は 2.10 倍と、求人が求職を大きく上回る状況が続いています。さらに令和 7 年度の地域別最低賃金は全国加重平均で 1,121 円となり、前年度から 66 円引き上げられました。中小企業庁の 2025 年版中小企業白書も、中小企業の労働分配率は既に 8 割近くに達し、業績改善を伴わない賃上げも増えていると指摘しています。つまり今の人手不足は、「採れない」「賃金が上がる」「利益余力が弱い」という三重苦の構造問題であり、景気回復を待つだけでは解消しません。

### 経営革新計画が人手不足対策になる理由

こうした状況を打開するには、労働力の量を増やすことより、一人ひとりの生産性を高め、少ない人数で大きな付加価値を生み出せる事業構造への転換が不可欠です。経営革新計画は、中小企業等経営強化法に基づき都道府県知事の承認を受ける中期経営計画で、「新事業活動」を通じて付加価値額や給与総額を計画的に引き上げることを目標に掲げます。省力化投資・業務プロセスの抜本見直し・新サービスの展開など、人手不足への構造的対応そのものが計画の

柱になり得る仕組みです。

### 承認を受けるメリット

計画が承認されると、日本政策金融公庫の特別利率融資や信用保証の特例が使えるようになるほか、都道府県によっては経営強化融資の金利優遇、専門家の派遣支援、展示会出展費用への助成（上限 300 万円・助成率 2 分の 1 以内）なども受けることができます。また、ものづくり補助金の加点にもなります。金融機関や支援機関に対して「計画的に経営を変革しようとしている会社」であることを示す証明になります。

### まず「計画を書く」ことから始めよう

申請にはスケジュールに余裕が必要です。月末までに完成した申請書が翌月の審査会に付され、結果通知は翌々月初旬になります。申請書の複数回修正も通例であるため、早めに最寄りの受付機関へ相談予約を入れることをお勧めします。人手不足は待っていても解決しません。まず「どう変わるか」を言語化する作業こそが、経営を変える第一歩です。



人に依存しない  
仕組みを計画に  
落とし込み、戦  
略を実現しまし  
よう！